

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び  
主たる事務所の所在地

第 2 章 対象事業の名称及び種類

第 3 章 対象事業の内容の概略



## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：東京都  
代表者：東京都知事 小池 百合子  
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

## 第2章 対象事業の名称及び種類

名称：立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線  
(立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間) 建設事業  
種類：道路の新設

## 第3章 対象事業の内容の概略

本事業は、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線のうち、立川市羽衣町二丁目地内を起点とし、立川市栄町四丁目地内を終点とする延長約1.7km(以下「計画道路」といいます。)の区間において、平面構造で往復4車線の道路を整備するものです。

事業計画の概要は、表3-1に示すとおりです。

表3-1 事業計画の概要

項目	計画の概要
都市計画道路名称	立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線
対象とする延長及び区間	延長：約1.7km 起点：立川市羽衣町二丁目〔都道145号〕交差点 終点：立川市栄町四丁目〔都道43号(芋窪街道)〕交差点
通過地域	立川市、国立市
道路の区分	第4種第1級 <sup>※1</sup>
車線数	往復4車線
道路幅員	28m(標準)
設計速度	60km/時
道路構造	平面構造
主要交通との交差	交差道路： 立川3・4・8号〔都道145号〕：【平面交差】 国立3・4・8号：【平面交差】 <sup>※2</sup> 立川3・2・10号：【平面交差】 <sup>※2</sup> 立川3・4・12号：【平面交差】 <sup>※2</sup> 立川3・4・25号：【平面交差】 <sup>※2</sup> 立川3・5・28号〔都道16号(立川通り)〕：【平面交差】 立川3・3・30号〔都道43号(芋窪街道)〕：【平面交差】 交差鉄道： JR中央本線【立体交差(計画道路は平面構造)】
計画交通量	計画道路の供用時：22,300～26,000台/日 道路ネットワークの整備完了時：23,100～28,600台/日
供用開始	令和12年度(2030年度)(予定)
工事期間	令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)まで(予定)

※1 第4種第1級とは、「道路構造令」(昭和45年政令第320号)で定められた道路の区分です。

※2 現時点において未整備及び一部未整備の都市計画道路です(図3.2-3(7ページ)参照)。

### 3.1 事業の目的

「東京都長期ビジョン」（平成26年12月 東京都）では、東京の防災力を高め、潜在力を引き出す幹線道路ネットワークを形成するため、多摩南北道路をおおむね完成させ、さらに、多摩東西道路の整備を重点的に推進し、多摩地域の利便性を格段に向上させることとしています。

「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」（平成28年12月 東京都）では、「3つのシティ（セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティ）」の実現を目標としています。その中の一つ「スマートシティ～世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京～」では、「交通・物流ネットワークの形成～ヒトやモノの流れがスムーズな都市をつくろう～」等を政策の柱とし、「骨格幹線道路ネットワークの形成」を政策目標としています。

「都市づくりのグランドデザイン」（平成29年9月 東京都）では、目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示しています。「活力とゆとりのある高度成熟都市」を2040年代に向けた都市づくりの目標とし、目指すべき新しい都市像の実現に向け、多摩広域拠点域等の四つの地域区分及び二つのゾーンを設定し、分野横断的な視点から7つの戦略と30の政策方針等を示しています。そして、引き続き、東京圏が一体となって、首都機能や広域的な経済機能を担っていくため、高次な都市機能が集積する広域交流の要を「広域拠点」と位置づけ、多摩地域に、道路・交通ネットワークの整備により広域的な産業連携や多くの人の交流が可能となる「多摩広域拠点」を設定しています。

「東京の都市づくりビジョン（改定）」（平成21年7月 東京都）では、「世界の範となる魅力とにぎわいを備えた環境先進都市東京の創造」を都市づくりの基本理念として、更に一段高いレベルの政策誘導により、都市づくりを推進していくこととしています。この中では、目指すべき都市像の実現に向け、多摩地域における業務・ビジネス機能の強化などを掲げており、機能強化を支える都市基盤整備として、多摩地域における南北道路や東西道路などの整備を進め、都市計画道路ネットワークの強化を図るとしています。

「新たな多摩のビジョン」（平成25年3月 東京都）では、進むべき方向性の柱の一つとして、「地域を支える交通インフラの整備」を示し、進むべき方向性として、「多摩地域の今後の発展を支える交通ネットワークの更なる充実」を示しています。多摩地域内の都市間連携を推進し、広域的な産業交流の活性化などを図るため、多摩南北道路の着実な整備など、道路ネットワークを更に充実強化していくとともに、快適で質の高い道路空間を創出していくとしています。

「新たな多摩のビジョン行動戦略」（平成26年3月 東京都）では、行動戦略の一つとして、「地域の内外を結ぶ多摩を支える道路ネットワークの整備」を示し、幹線道路ネットワークの整備のための都の取組として、多摩地域の交通を円滑化するとともに、区部及び他県との都市間連携を強化するため、多摩南北主要5路線（立川東大和線等）の整備を推進するとしています。

「多摩の振興プラン～人の暮らしと自然が調和し、誰もが輝くまちを目指して～」（平成29年9月 東京都）では、「2020年に向けた実行プラン」及び「都市づくりのグランドデザイン」の策定を受け、実行プランを踏まえた当面の取組、更には、2020年の先を見据えた多摩の目指すべき地域像やその実現に向けた施策の方向性を示しています。取組の一つとして「主要南北・東西道路をはじめとする道路ネットワークの

形成」を掲げ、幹線道路等の整備として主な関連事業に立川東大和線を挙げています。

「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成26年12月東京都）では、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針において、多摩地域内や区部及び他県との都市間連携を推進し、広域的な産業交流の活性化などを図るため、多摩南北道路及び多摩東西道路の着実な整備を進めていくとしています。

一方、「立川市都市計画マスタープラン」（平成29年6月 立川市）では、都市の骨格となる幹線道路を、広域ネットワークの確立や近隣の都市間連携を強化する路線として位置づけ、立川3・3・30号立川東大和線の整備を促進するとしています。

東京都と特別区及び26市2町は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月 東京都・特別区・26市2町）を、①活力（都市活力の強化）、②防災（都市防災の強化）、③暮らし（安全で快適な都市空間の創出）、④環境（都市環境の向上）の四つを基本目標として策定しています。

また、今後10年間（平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）まで）で優先的に整備すべき路線の一つとして計画道路が選定されています。

このような背景を踏まえ、本事業は以下を目的として実施します。

- ①多摩地域における人やモノの動きの円滑化や都市間の連携強化
- ②立川通りをはじめとする周辺道路の渋滞緩和
- ③生活道路への通過交通の流入を抑制することによる良好な居住環境の確保
- ④災害時における安全な避難経路の確保などによる地域の防災性の向上
- ⑤安全で快適な都市空間の創出

## 3.2 事業の内容

### 3.2.1 計画道路の位置等

計画道路の位置は、図3.2-1(1)及び(2)に示すとおりです。

立川市羽衣町二丁目（都道145号交差点）を起点とし、立川市栄町四丁目（都道43号（芋窪街道）交差点）を終点とする延長約1.7kmの区間であり、多摩地域における南北方向の主要な幹線道路である立川3・3・30号立川東大和線の未着手区間の一部です。

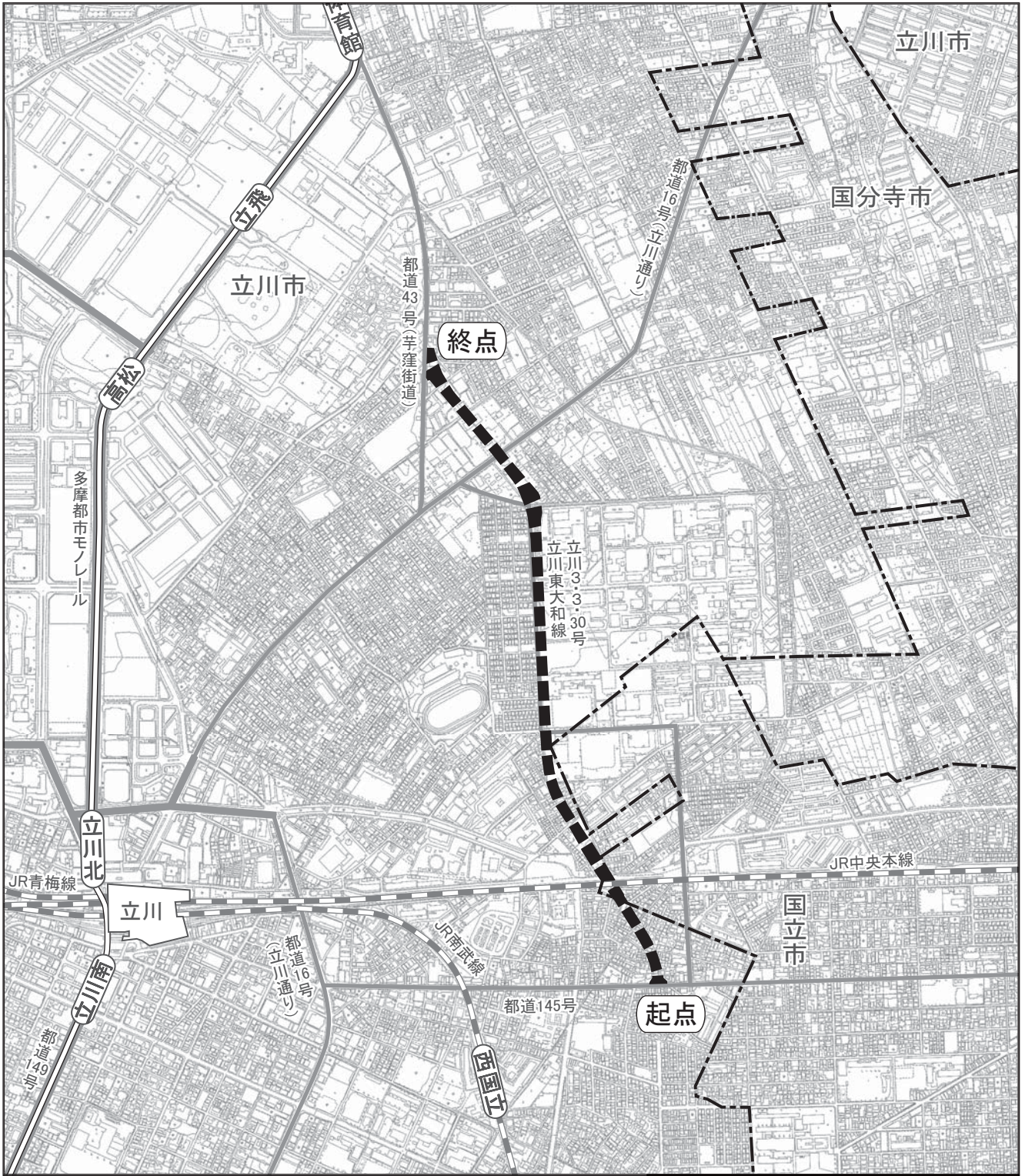


凡例

- : 計画道路
- - - : 市界
- : 主要道路(都道)



図 3.2-1(1)  
計画道路位置図



- 凡例
- : 計画道路
  - : 市界
  - : 主要道路(都道)

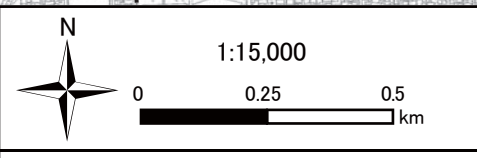


図 3.2-1(2)  
計画道路位置図